

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千九百五十万円、資本準備金の額を四億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙

日刊工業新聞

掲載の日付

令和7年7月23日

掲載頁

二頁

令和7年7月23日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三二番一
一号

ティーエムディー・フリクション・ジャ
パン株式会社

代表取締役 ディヴィッド・ベインズ

内閣総理大臣の認可を受けて、その効力が発生いたしました。

少額短期保険業者の解散がされた後についても、当社との保険契約に基づき保険金の請求をされる方は、各保険契約の消滅時効完成までに当社に対し保険金請求のお申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、消滅時効が完成したものとして取り扱います。

以上、保険業法百五十四条の規定により公告いたします。

令和7年7月23日

熊本県熊本市西区春日三丁目一五番六〇号

JR熊本白川ビル四階 株式会社ローカル

代表取締役 吉永 安宏

本籍神奈川県横浜市港北区富士塚二丁目二
一九番地、最後の住所神奈川県横浜市港北区
富士塚二丁目一一番二七号

被相続人 亡 相馬 隆史

右被相続人は令和六年十月十五日死亡し、その
相続人は令和七年七月十日横浜家庭裁判所にて限
定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者
は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申
し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと
きは弁済から除外します。

令和7年7月23日

静岡県沼津市大塚一四一一番地

株式会社学校安全共済会

代表清算人 鈴木 克彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五百億円減少する
ことにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の
とおりです。

令和7年7月23日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング

オーエム4特定目的会社

取締役 三品 貴仙

http://summ.jp/koukoku/om4_tmk/

令和7年7月23日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋
一丁目ビルディング

オーエム4特定目的会社

取締役 三品 貴仙

取消公告

令和7年6月13日(号外第一三一号)掲載の
合併公告及び決算公告(株組)中、合併公告のみ
を取消します。

令和7年7月23日

大阪市浪速区日本橋三丁目一番二二号

代表取締役 福山 高

右被相続人は令和七年五月十日死亡し、その相
続人は令和七年七月八日大阪家庭裁判所堺支部に
て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受
遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求
の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないと
きは弁済から除外します。

令和7年7月23日

大阪市天王寺区石ヶ辻町七番一三号

(乙) 株式会社袴田カントラーフーズ

代表取締役 福山 直人

大阪市中央区上汐二丁目三番五号

(丙) 株式会社フレスカ

代表取締役 福山 直人

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

令和7年7月23日

兵庫県神戸市中央区旗塚通七丁目一一一
一〇八

相続財産清算人 井上真由子

代表取締役 福山 直人

保険業の廃止の公告

当社は、令和7年5月26日開催の株主総会の決議により少額短期保険業者の解散することとし、同株主総会決議について令和7年6月三十日、

令和6年3月十五日(号外第五十八号) とともに家庭庁告示第三号(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示)

では次のとおりの誤り

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次とのおりの誤り

正 誤

令和6年3月十五日(号外第五十八号) ごども家庭庁告示第三号(児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示)

(原稿誤り)

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次とのおりの誤り

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次とのおりの誤り